

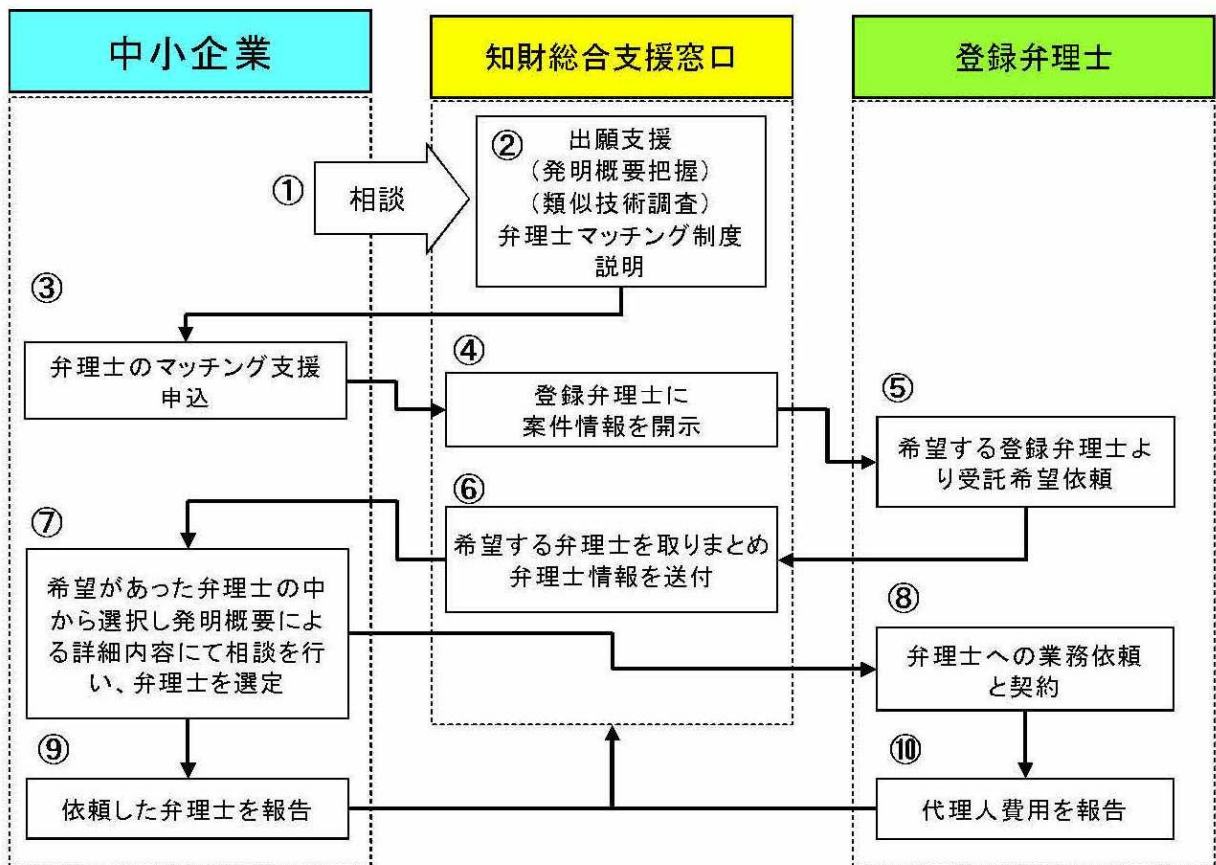
登録弁理士マッチング支援制度について

<概要>

知財総合支援窓口（一般社団法人福島県発明協会）では、中小企業等の特許出願支援の一環として、出願を検討している発明について、発明の概要把握と類似技術調査を行い、発明概要資料（発明提案書）として整理し、依頼する登録弁理士とのマッチング支援を行います。詳細は以下をご確認ください。

1. 支援スキーム

登録弁理士マッチング 支援スキーム図



2．支援スキームの流れ

～ 相談・出願支援

知財総合支援窓口において相談内容を把握し、出願相談であれば類似技術調査（IPDL 活用）や出願手続に向けた書類校正指導を行います。その中で、出願可能な案件と判断した場合は専門家（弁理士）による支援も行います。

マッチング申込

相談者に対しマッチング支援スキームを活用して出願する意思を確認し、申込を受け付けます。

案件情報送付

意思を確認後、知財総合支援窓口において依頼案件の案件情報等を作成し、案件情報を登録弁理士にメールにて送付します。

受託希望依頼

送付された案件に対して関心のある登録弁理士（案件の受注を希望する弁理士）は、必要事項を入力しメールにて窓口へ送付します。

弁理士情報送付

窓口は希望のあった弁理士を取りまとめ、相談者へメールにて案件の受注を希望する弁理士の情報を送付します。

弁理士の選定・交渉

希望があった弁理士の中から相談者自身で代理人となる弁理士を選択し、発明概要等により内容について弁理士と相談を行い依頼します。

契約終結

交渉が合意に至った場合には、企業から登録弁理士に直接業務を依頼し、契約を集結します。

報告

登録弁理士への業務依頼が正式に決まりましたら、窓口に連絡して頂きます。

報告

登録弁理士から、出願を行った後、弁理士費用にあたる部分を窓口へ報告を行ってまいります。